

# 「文化庁京都移転ロゴマーク」ウェブサイト制作及び運用保守業務に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要領

令和3年6月9日制定

## (趣旨)

**第1条** この要領は、文化庁京都移転準備実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が発注する「文化庁京都移転ロゴマーク」ウェブサイト制作及び運用保守業務に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の方法等について定めるものとする。

## (審査対象)

**第2条** 資格審査の対象となる者は、実行委員会と「文化庁京都移転ロゴマーク」ウェブサイト制作及び運用保守業務に係る契約を希望する者とする。

## (参加資格を有しない者)

**第3条** 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

## (一般競争入札参加者の資格)

**第4条** 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて具備する者でなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 京都府税、京都市税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 令和3年4月1日（以下「審査基準日」という。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に、国、都道府県又は市町村（特別区を含む。）を契約の相手方として当該業務と同種のウェブサイト構築及び運用保守業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (イ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (キ) 暴力団及び(イ)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府、京都市及び京都商工会議所の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

#### (申請書の提出時期等)

**第5条** 資格審査を受けようとする者は、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第141条第4項に規定する一般競争入札に係る京都府公示（以下「公示」という。）において定める期間に準じて申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

#### (添付資料)

**第6条** 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
- (2) 府税納税証明書（別記第2号様式）
- (3) 京都市税に係る納税証明書（直近年度分）
- (4) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (5) 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）
- (6) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあつては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- (7) 取引使用印鑑届（別記第4号様式）
- (8) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第5号様式）及び受任者の身分証明書
- (9) 第4条第1号のオ及びカに該当しないことを誓約する書類（別記第6号様式）
- (10) 過去5年以内のウェブサイト構築及び運用保守業務の実績（別記第7号様式）

#### (資料等の提出)

**第7条** 文化庁京都移転準備実行委員長（以下、「委員長」とする。）は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

**(参加資格を有する者の名簿への登載)**

**第8条** 委員長は、参加資格を有すると認定した者を規則第141条第3項の規定に準じて名簿に登載するものとする。

**(資格審査結果の通知)**

**第9条** 委員長は、資格審査の結果を、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

**(参加資格の有効期間)**

**第10条** 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から公示において定める日までとする。

**(変更届)**

**第11条** 申請書を提出した者（第8条の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次の各号に掲げるいずれかの事項に変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第9号様式）により当該変更に係る事項を委員長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

**(参加資格の承継)**

**第12条** 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者（第3条及び第4条第1号のア、オ若しくはカに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると委員長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- (5) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

**2** 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第10号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他委員長が必要と認める書類を提出しなければならない。

**3** 委員長は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第11号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

**(参加資格の取消し)**

**第 13 条** 委員長は、参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

**2** 委員長は、参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

(6) 前号までのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

**3** 委員長は、前 2 項の規定により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第 12 号様式）により、その者に通知するものとする。

**附 則**

この要領は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。